

平成29年度 国民健康保険税の税率が 決定しました

◎平成29年度の税率および賦課限度額は、前年度からの据え置きとなりました。

医療分			後期高齢者支援分			介護分		
税率等	所得割率	5.1%	税率等	所得割率	2.3%	税率等	所得割率	0.8%
	資産割率	35.0%		資産割率	15.0%		資産割率	なし
	均等割額	16,100円		均等割額	6,900円		均等割額	10,000円
	平等割額	19,600円		平等割額	8,400円		平等割額	なし
賦課限度額		540,000円	賦課限度額		190,000円	賦課限度額		160,000円

《低所得世帯の軽減措置》

同一世帯に属する世帯主と、特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が次の基準額を超えない場合は、均等割額(1人あたりの額)と平等割額(1世帯あたりの額)が軽減されます。軽減措置を判定する所得には、国保に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※基準額以下でも、世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると国保税の軽減が受けられませんので、ご注意ください。

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度への加入により国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わらない同じ世帯に継続して属している方(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)のことです。

軽減措置の基準額	軽減の割合
「33万円」以下	7割軽減
「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×27万円」以下	5割軽減
「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×49万円」以下	2割軽減

村の総合健診に間に合わなかった方は…

医療機関で特定健診を受けることができます

◇自己負担額 無料

◇対象者 国民健康保険被保険者で、40～74歳の方

*平成30年3月31日までに40歳に到達する方～75歳の誕生日前までの方となります。

*今年度すでに村の総合健診または人間ドック・脳ドックを受診した方、受診予定の方は受診できません。

◇受診できる医療機関 県内の一部医療機関*詳細は役場国保年金課までお問い合わせください。

《村内で受診可能な医療機関》※事前予約が必要です。

・競馬共助会みほクリニック(美浦村美駒2500-2) ☎029-885-1813

・美浦中央病院(美浦村宮地596) ☎029-885-3551

◇受診方法 医療機関へ予約し、特定健康診査受診券(総合健診受診券)と保険証を持って受診してください。

◇受診可能な期間 平成30年3月31日(土)まで

※特定健康診査の結果は健診機関を通じて村に報告され、必要に応じて特定保健指導に活用されます。

